

それではコメントをさせていただきます。今日のお話の最大の特徴は、今までに私が聞いた、旅についてのお話の中で一番まとまった、日本近世の旅の特徴がよくわかるお話だったことです。私自身は四国遍路の研究を通して近世の旅に興味を持つようになりました。今回はその旅について多彩な内容が描き出されたというふう実感しております。それはもちろん整理と再構成にものすごい力量が発揮されているという点は当然ありますが、同時に依拠された史料が実に素晴らしいものだということがあると考えています。

その第一は、巡礼者自身が筆記した記録一道中記と呼ばれていますが、今回これを260冊お使いになっているということです。四国遍路の道中記を私どもは遍路日記と呼んでいますが、現在我々が知っている遍路日記は九冊か十冊程度しかありません。従って把握されている世界の豊かさが全然違うということになります。

次に資料で注目されるのは、納札の問題です。四国遍路の場合は、私は番外札所で釘で打ちつけてある近代のお札を見たことはありますが、木製のお札はそんなに多く見かけたわけではありません。もともと四国遍路の場合は真念が貞享四（一六八七）年に刊行した『四国遍路道指南』では、「紙札調やう」と、紙製納札の作り方を記しています。この事からしても、遍路札は、紙製が基本だと思われます。近世の四国遍路がスタートした時点で、基本的にはもう紙札になっていると考えられます。この納札の問題では善根宿のお札を非常に有効にお使いになったわけです。私たちも十数年前に今治の越智さんと言う善根宿のお宅から、天井裏にあった遍路札の俵の一部と遍路札をお預かりして整理したことがございます。この時私たちは札を整理してデータ化いたしました。印刷費が調達できずに報告書は作れませんでした。この時、この整理の中心にいたフランス人の留学生がこのデータをもとに論文を書きまして報告書の代わりとしましたが、今日のお話を聞いて、写真をしっかりつけて皆さんに提供する必要があるなど感じています。それがやはり私たちの遍路認識や善根宿認識を変える力を持っているのではないかと切に感じました。このことに関して、先程のお話のデータの中での善根宿のお札について、その年代の上限はいつで下限はいつかということをお話したいと思っております。

資料の第三点は、大庄屋文書の活用ということです。これには恐れ入りました。四国遍路研究の中では阿波国の庄屋文書が使われていて、行き倒れの人などのデータが阿波国についてはわかってきています。しかし、残念ながら私たち伊予国では、断片的なものはわかってきてはいるのですが、ある広がりをもった地域である年代幅を持ったデータはございません。この地域史料の発掘と活用といった点は、ぜひ我々も頑張つてやらないといけないと思っております。

次に、気になる事例として、先程の尾鷲の大庄屋文書の中で出てきた救済史料に見られる事例について私の考えも交えて申し上げたい。私も往来手形を取り上げて報告したことが2度ほどございます。そのとき以来私の頭から離れないのが、先程も往来手形の説明の中で出てきましたように、この手形に記載された文言の問題です。手形には、この手形をもつ者が旅の途中で亡くなった場合は、その地の作法で葬ってください、そして出身地にも連絡はいたしません、という文言が有ります。これが往来手形に基本的には付くのですが、この文言が付くと遍路や巡礼に出た人は地元から切れるのではないかと、つまり地元はその人が旅立ってからどうなっているかわからない訳です。そして本人も連絡する義務がなくなりますし、受け入れた地域社会も連絡する必要はないということになる訳です。実際に私が2回目の報告で取り上げた、現在西条市になっております小松藩の会所日記を見てみますと、小松の領域内に入ってきて遍路が行き倒れになった場合、本人がもっている手形に記載されている通りに処理を行います。例えばお金があつて地元で連絡をしてくださいということが書いてあれば、その通りに行います。ですから、先程紹介した文言が書かれていれば、その通りに行われる、つまりその場合は出身地への連絡は一切いたしません。このような例に対して、天保の改革の時、大坂の町奉行所がその問題点に気づき、往来手形の発行の条件について修正を図ります。手形の発行者（村庄屋・町の年寄あるいは寺）に、いつまでに帰って来いという指示をしなさいとか、結果を必ず報告しなさいといったような命令を付けて往来手形の発行を許可する、という修正を行うのですが、後の事例を

見ているとこれを行った例はありません。ですから、地元はそのまま従来通りの慣行を続けている訳です。けれども、支配者の側にとってはこの手形はまずい手形だという認識をもっていただようでございます。

そういったなかで2つの事柄が気になっております。それはかつて往来手形について取り上げたことですが、阿波国の神島村文書にある伊予の国の夫婦の遍路者を巡る問題です。この夫婦が村を訪れた時、妻が病気に罹ります。夫は妻を看病しながら働いていましたが、妻は死んでしまいます。その後この夫は非働者だったようで村の人に気に入られまして、ぜひ養子にもraitたいという家が出てきまして、本人も遍路を続ける気はなくなって村へ残ることになります。そういった記録がその村のいわば戸籍に該当するような帳面に残されています。ただし、その人たちが伊予国のどこ出身かということは書かれていません。これはおそらくこの話が漏れてしまうと、出身地の方がそんなに健康で働けるのであれば戻ってこいとなる可能性もありますから、あえて出身地の情報を消したのだらうと思われます。このことに関して何が問題かといひますと、お話では単身の女性の旅人が赤ちゃんを産んだという記録で、存在しない架空の地名が記されたという話ですね。この場合、養育をしなければならぬという負担は出てきますが、新しい労働力となる者が出てきた訳です。この問題についてなぜ架空の地名をつけたのかということを追及しなければならぬのではと考えています。そしてもう一つの問題は忍藩と紀州藩の問題です。3人の女性の中でお母さんが亡くなって娘さんとお孫さんが忍藩に保護されたという話です。これは権力同士でお互いに話し合いをしていますから後で絶対トラブルにはなりません。しかし、本人の出身地ではもしかしたら労働力が足りなくなるという可能性もございますから、忍藩と紀州藩の関係についてはこれ以上史料が残っていないでしょうが、忍藩の吹上村が謝礼金の受け取りを拒否して娘さんとお孫さんを養子に引き取りたいという提案をしたのは、私が先程紹介した事例と照らし合わせると事情がよくわかる訳であります。藩同士でどのような話し合いをしたか、結果としてどうなったかということの詳細を知りたいと思う訳ですが、これは難しい問題かと思われます。これに対して先程の事例で女性の出身地を予州無高郡西村という架空の地名をなぜ書く必要があったのかということをお教えいただきたいです。

それから最後の問題ですが、熊野街道とはどういう道だろうかというお話でございます。これも前もって塚本さんの論文をいくつかいただきまして、それを読ませていただきました。その中ではこのことをかなり問題にしておられましたが、結論が出たようて今日は一切そういうお話はされませんでした。今日紹介していただきました救済を受けた旅人の旅の目的別分布という2066人分のデータが示されましたが、実はこのデータの中に熊野参詣に出た人たちというのが76人、比率にして3・6%いたといえます。。ですから、この熊野街道は伊勢を巡って西国三十三カ所第一番札所の青岸渡寺へ行く過程の道としてだけではないのではないかとあります。すなわち、熊野三山にでかける巡礼者、参拝者が利用する道でもあったのではないかとあります。これは熊野を中心に和歌山の山の中が世界遺産になった時に、私も熊野を中心に見て来ましたが、那智大社と青岸渡寺に行ってきましたが、この両者で那智参詣曼荼羅という本（資料図録）が売られていました。これは大変きれいな本で、巡礼や御師に興味を持っている人にとってはものすごくいい本ですが、最近熊野観心十界曼荼羅というかなり良質の図版のものが出ました。熊野は神社ですからここには、御師と御師に相当する修験道の方たちと熊野比丘尼という方たちが所属しています。この熊野比丘尼たちがこの図（熊野観心十界曼荼羅）を大きな掛け軸状にして、大坂などの町中の人通りの多いところにもっていきまして絵解きをしますが、その図が地獄絵になっているというものです。これが最近になって基礎整理がなされてきたことから、彼女たちは逆に熊野信仰を全国に広げていく役割をし、その道具がこの曼荼羅ではないかという研究が出てきている訳です。こうしたことから熊野街道という道は西国三十三カ所の巡礼者にプラスして熊野三山の参詣者も使った道としての側面も重視してよいのではないかと考えています。熊野へは大坂から高野山へ向かう道もございまして、伊勢を通らずに行く方法もある訳ですから、独自の道があってもよいのではないかと考えています。確かに西国三十三カ所の宗教的な体系は全く異なりますので、なかなか掴みにくいとは思われるのですが、この熊野参詣者の姿についてどのようにお考えかということをお教えいただきたいと思ひます。そしてもう一点、四国遍路の年間の参加者が寛政のころで二万数千人という数字がございませす。先程熊野もだいたい三万人だというふうにおっしゃいました。そうしますと、

四国遍路とくらべましてもほぼ同じかそれよりも多い人たち、かなりの人たちが熊野に行ったというように理解した方がよいのではないかというように思います。以上、とりとめもないですが、この四点ないし五点の問題を私のコメントにさせていただきます。

コメント2

塚本 明 (三重大学人文学部教授)

コメントを頂き、ありがとうございます。できる範囲で答えさせていただきます。

まずはお褒めの言葉を頂きまして、大変恐縮しております。リップサービスだということは重々承知しておりますが、私の手柄ではなくて史料が良かったからこういう話のできたのだろうという点は、全く仰る通りでございます。ただ、良い史料を見出せたのは私の力だけではなく、地域に入って調査し、地元の人たちと一緒にやった成果である訳です。その点をお話したことで、先ほど今治の越智さんのお宅にある納札の報告書を出したいと仰って頂きまして、それだけでも今日来て良かったなと思っております。ありがとうございます。

さて、まず善根宿納札の時期についてですが、文政年間の1820年くらいのものが一番古い納札です。下限は、善根宿をやっていたご当主、おそらく2代にわたったと思われませんが、その2代目のご当主が明治12(1879)年に亡くなりまして、善根宿の納札としては基本的にそれまでということになります。昭和期に至るまでの御札類が若干含まれますが、まとまった量の納札は19世紀前期から明治10年代までとなります。ですから、先ほどのお話では省略いたしました。木製の納札は17世紀から幕末までとかなり年代は幅広く、対して善根宿の納札は江戸時代後期以降に限定されており、この時期差の持つ意味については、今後もう少し詰めていかなければならないかもしれません。

次に往来手形の問題ですが、この点は私も気になってはおりました。ただ、そもそも往来手形は村が出したり寺が出したりしていますし、人によっては2つセットで持っている場合もあります。ご指摘頂いた死後に故郷への連絡を不要とする文言については、寺と村の両方で往来手形が出されるようになってからだと考えておりますが、実際にはその文言通り執り行われていたとは限りません。尾鷲組の大庄屋文書のなかには、死んだ場合に出身地に知らせる必要なく葬ってくれという往来手形の文言がありながら、わざわざ故郷へ連絡している事例がいくつも見られます。それはなぜか、多少意地の悪い見方をしますと、葬ったことを連絡すれば、故郷からお礼のお金が来ることがあり、それを当てにしたという面もあったと思います。

また、旅先で死んだ場合に往来手形を必要とするのは、かなり強い縛り、条件であったようです。ある時に巡礼者一行のうち1人が尾鷲で死んでしまいましたが、彼らは往来手形を持っていませんでした。残りの人間を尾鷲に留めたままで代表者が一旦故郷に帰り、往来手形を貰って尾鷲に再び戻って来るということがありました。ですから、行き倒れた者を埋葬する時に往来手形が必要であるという原則は非常に強かったのではないかと思います。私は、内田先生が仰るような往来手形の文言によって旅人と地元とが切れてしまうという御指摘については、必ずしもそうではないと考えております。ただ、先ほどご紹介頂いた小松の会所日記の記載は大変興味深いものですので、私も今後注目してみたいと思います。大坂町奉行所のお話は、聞いたことがあるような気がしますが、ともかく往来手形の問題の難しさは、制度、形式が領主ごとで異なっており、領主が違う旅先では様々な問題が生じる可能性が高かった、ということだろうと思います。

それから、伊予の単身女性の出産事例や吹上村の事例などに関しての、労働力の問題です。さんと幼い娘のきくが吹上村に引き取られたのは、もちろん史料に記されるようにさんが働き者で村人に好かれたためではありますが、同時に吹上村の方で労働力を必要としていたからというのは、十分あり得ることです。吹上村というのは街道沿いに面していて、非常に経済が活発なところでありました。

この一件についての藩同士のやり取り記録は多少残っております。この女性たちは寄る辺のない境遇で、尾鷲に帰っても受け入れる親族あるいは家がない訳です。そういう事情もありまして、尾鷲組の方でも吹上村に人別を送っても良いと判断した上で、紀州藩の了解を得て送っています。